

浜松市養育支援訪問事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とし、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の3第5項養育支援訪問事業（以下「事業」という。）を実施し、その実施に関し必要な事項を定める。

(実施機関)

第2条 本事業の実施主体は、浜松市（以下「市」という。）とする。なお、市が認めた者へ委託等を行うことができる。

(事業の内容)

第3条 本事業の対象となる家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援
- (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援

(事業の対象者)

第4条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住するものであって、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市が訪問による養育支援が必要と認めた、次に掲げるような状態にある家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）を対象とする。（以下「対象家庭」という。）

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。
- (2) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 公的な支援につながっていない児童（健診の谷間にある児童、3～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭
- (6) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援が特に必要であると市長が認める家庭

(対象者の把握)

第5条 各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長は、対象家庭の関係者及び関係する機関からの訪問依頼、情報提供等により、幅広く対象者の把握に努めるものとする。

(事業の実施)

第6条 各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長は、対象者を把握したときは、関係機関と協議し、各区役所社会福祉課職員及び健康づくり課職員（以下「職員」という。）の訪問等により当該家庭の養育状況を確認した上で、当該対象者に係る事業の実施の可否及び実施する事業の内容、期間、方法等に関する「浜松市養育支援訪問事業対象家庭支援（処遇検討・計画・評価）表」（様式第1号）を作成し決定するものとする。

2 各区役所社会福祉課長及び各区役所健康づくり課長は、「浜松市養育支援訪問事業実施台帳」（様式第2号）を整備する。

3 各区役所社会福祉課長及び健康づくり課長は、第1項の規定により事業の実施を決定し

たときは、対象者に対して事業の目的、内容その他必要な事項を説明し、事業の同意を得たうえで、実施するものとする。

(訪問支援者)

第7条 訪問支援者については、専門的相談支援は、市が選考した保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する者(以下「養育支援訪問員」という。)とし、育児・家事援助については、市長が委託した家事・育児に関する事業所に所属するヘルパー(以下「養育支援ヘルパー」という。)とする。

(サービスの委託の内容)

第8条 受託事業者の実施する養育支援ヘルパーによるサービスの委託内容等については、市長が別に定める。

(訪問員の事業内容)

第9条 養育支援訪問員による事業内容等については、市長が別に定める。

(研修会)

第10条 市長は、訪問に関する知識・技術の研さん及び個人情報の保護を図るために必要な研修を実施するものとする。

(報告)

第11条 各区役所社会福祉課長及び各区健康づくり課長は、訪問の実施状況について、別に定める報告書により翌月10日までに、市長へ報告しなければならない。

(利用料)

第12条 本事業に関する対象者の利用料は、無料とする。

(個人情報の保護)

第13条 訪問支援者は、事業の実施に関して取り扱う個人情報の取扱いについては、浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)を遵守し、利用者に関して職務上知り得た情報の保護に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 浜松市育児支援家庭訪問事業実施要綱(平成19年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。